

食安輸発0121第1号
平成26年1月21日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド、フィリピン及びベトナム産養殖えびのエトキシキンの対象からの除外)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成26年1月17日付け食安輸発0117第1号）にて通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別紙に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するようお願いします。

記

1. インドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）	エトキシキンにあつては油ちょうされたものを除く。	フラズリドン エトキシキン	別表2の4によること。	フラズリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エトキシキン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	フラズリドンが残留しているおそれ及び基準値（0.01ppm）を超えるエトキシキンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。

に改める。

2. フィリピンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）	油ちょうされたものを除く。	エトキシキン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるエトキシキンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。

3. ベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）	油ちょうされたものを除く。	エトキシキン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるエトキシキンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。

(別紙)

第 年 月 日
第 号

殿

検 疫 所 長

食品衛生法違反とされた貨物について

下記の物件については、食品衛生法第11条第3項に違反しているとして、平成 年 月 日付け 第 号にて通知したところです。

今般、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第12号）により、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本年1月21日に施行されたことにより、下記物件については、同日から食品衛生法違反に該当しなくなったので連絡します。

なお、今後、下記物件を輸入しようとする場合には、貨物の保管場所を管轄する検疫所の窓口に御連絡下さい。

記

- 1 品 名
- 2 届出数量及び重量
- 3 違反数量及び重量
- 4 届出受付番号